

10月から幼児教育・保育の無償化が始まります



1. どんな人が対象になるの？

① 3歳から5歳までの子ども

※ 無償化の期間は、満3歳になった後の最初の4月1日から小学校入学前までの3年間です。ただし、幼稚園は3歳になった日からとなります。

② 住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子ども

2. 無償化になる施設とは？

次の施設の保育料・利用料が無償^{*1}となります。

① 市から保育の必要性^{*2}の認定を受けた子どもの保育料・利用料

- ・ 保育所(保育園)
- ・ 認定こども園
- ・ 幼稚園
- ・ 家庭的保育事業所
- ・ 認可外保育施設など^{*3}

② 市から保育の必要性の認定を受けていない子どもの保育料・利用料

- ・ 幼稚園(預かり保育を除く)
- ・ 認定こども園(教育部分)

※無償化の対象外となる費用

給食の食材料費^{*4}、延長保育料、行事費、通園送迎費などは保護者負担です。



- *1 子どもの年齢や利用する施設、サービスにより無償化の月額上限がある場合があります。
- *2 就労、出産、疾病、介護、求職活動などにより、子どもの保育を必要とする状況をいいます。
- *3 一般的な認可外保育施設やベビーシッター、認可外の事業所内保育などで、市の確認を受けた施設です。
- *4 第3子以降の子どもと住民税の所得割額が一定額以下の世帯の子どもは、食材料費の支払いが免除されます。

3. 申請はどうすればいいの？

次の施設の利用状況により申請方法が異なります。

- ### ①
- ・ 保育所(保育園)
 - ・ 認定こども園(保育部分)
 - ・ 家庭的保育事業所 など
- を利用している人

申請は不要です

認定申請書の申請を行わなくても、保育料などが無償となります。

- ### ②
- ・ 幼稚園
 - ・ 認定こども園(教育部分)
- を利用している人

申請が必要です

入園している施設から手続きの案内が届きますので、市役所地域福祉課に申請してください。

- ### ③
- ・ 認可外保育施設など
- を利用している人

申請が必要です

市役所地域福祉課で認定手続きの書類を受け取り、必要事項を記入の上、申請してください。

・ ①から③を利用していない人が、新たに施設・サービスの利用を希望する人は申請が必要です。

【問い合わせ先】 地域福祉課児童福祉係 (☎・内線1106)